

伊勢原市被災農業者向け経営体育成支援事業助成金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、平成30年台風第24号の被害を受けた農業用施設・機械（以下「機械等」という。）の復旧により、被災農業者の農業経営の継続を支援する被災農業者向け経営体育成支援事業の実施に当たり、伊勢原市被災農業者向け経営体育成支援事業助成金（以下「助成金」という）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「支援事業」とは、経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）第3の2の（1）の事業で、市長が実施するものをいう。

2 この要綱において「法令等」とは、法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び国要綱をいう。

(助成の対象及び助成金の額)

第3条 支援事業の助成対象者及び事業内容等は、国要綱別記2の第1の2の（1）並びに平成30年度被災農業者向け経営体育成支援事業の実施について（平成30年台風第24号）（平成30年11月22日付け30経営第1853号農林水産省経営局長通知）別紙の1、2の（1）、（2）のイ及び5に定めるとおりとする。

2 支援事業に係る助成金の額は、国及び県の助成金に、補助対象経費に10分の2を乗じて得られた額を上乗せした額とする。ただし、助成対象となる農業用施設が園芸施設共済に加入している場合は、別表において定める額を上乗せした額とする。

(対象経営体調書の提出)

第4条 支援事業による助成を希望する者は、市長に対し、国要綱別紙様式第2－1号別添1「融資等活用型補助事業対象経営体調書」（以下「経営体調書」という。）を市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 市長は、国要綱別記2の第1の4の（2）に基づく計画の承認（以下「計画承認」という。）を受けた場合には、前項の規定により経営体調書の提出があった者に対して、承認に係る当該助成対象者の経営体調書の内容を通知するものとする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付の申請をしようとする者は、被災農業者向け経営体育成

支援事業助成金交付申請書（第1号様式又は第2号様式。以下「交付申請書」という。）に別に定める必要書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 助成対象者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（助成金の交付の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による助成金の交付の申請があった場合において、助成金の交付又は不交付の決定をしたときは、速やかに被災農業者向け経営体育成支援事業助成金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）を助成対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

（申請の取下げ）

第7条 規則第9条第1項の規定における申請の取下げができる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日以内とする。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、助成金の交付の決定をした場合において、規則第10条の規定による決定の取消しをしたときは、速やかに事情変更に伴う被災農業者向け経営体育成支援事業助成金交付決定取消（条件変更）通知書（第4号様式）を助成対象者に通知するものとする。

（契約等）

第9条 助成対象者は、事業の着工に当たっては、原則として入札又は見積合わせを行うこととする。

2 助成対象者は前項の入札に基づき契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（第5号様式）の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札に参加させてはならない。

（着工）

第10条 支援事業の着工は、第6条の交付の決定に基づき行うものとする。

ただし、助成対象者が交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とした上で交付の決定前に着工する場合にあっては、その理由を明記した被災農業者向け経営体育成支援事業に係る交付決定前着工届（第6号様式。以下「交付決定前着工届」という。）を市長に提出するものとする。

2 前項の交付決定前着工届の提出は、交付申請書における必要事項の記載をもって代えることができる。ただし、計画承認の前に着工したものにあっては、この限りでない。

3 助成対象者は、支援事業に着工したときは、速やかにその旨を被災農業者向け経営体育成支援事業に係る着工（契約）届（第7号様式。以下「着工届」という。）により、市長に届け出るものとする。ただし、計画承認の前に着工したものにあっては、この限りでない。

4 前項の着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事工程表等の写し）の提出をもって代えることができる。

（状況報告及び立入検査等）

第11条 市長は、支援事業の適正な執行を図るために必要があると認めるときは、助成対象者に対して当該支援事業の遂行の状況に関し、報告を求め、又は担当職員にその事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（支援事業の内容の変更等の承認）

第12条 助成対象者が助成金の交付の決定を受けた後において、助成事業等の内容変更をしようとするときは、遅滞なく被災農業者向け経営体育成支援事業助成金変更承認申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、支援事業の内容の変更等の承認又は不承認を決定したときは、速やかに被災農業者向け経営体育成支援事業助成金変更承認（不承認）決定通知書（第9号様式）を助成対象者に通知するものとする。

（しゅん工）

第13条 助成対象者は、支援事業がしゅん工した場合には、速やかにその旨を被災農業者向け経営体育成支援事業に係るしゅん工（納入）届（第10号様式。以下「しゅん工（納入）届」という。）により、市長に届け出るものとする。

2 前項のしゅん工（納入）届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し。以下「完了書類」という。）の提出に代えることができる。ただし、計画承認の前にしゅん工又は納入している場合にあっては、交付申請書に完了書類を添付するものとする。

3 助成対象者は、支援事業の着工からしゅん工の期間が7日以内の場合には、被災農業者向け経営体育成支援事業に係る着工（契約）及びしゅん工（納入）届（第11号様式）により、市長に届け出ることができる。

（実績報告）

第14条 助成対象者は、支援事業が完了したとき（支援事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、被災農業者向け経営体育成支援事業助成金実績報告書（第12号様式。以下「実績報告書」という。）に市長の定める書類添えて市長に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書により交付の申請をした助成対象者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して提出しなければならない。

3 第5条第2項ただし書により交付の申請をした助成対象者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに被災農業者向け経営体育成支援事業消費税仕入控除税額報告書（第13号様式）を市長に報告するとともに、市長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

4 助成対象者は、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、市長が定める期日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該助成金に係る消費税仕入控除税額がない場合にあっては、消費税の申告状況を確認できる書類（確定申告書の写し等）の提出をもって、報告に代えることができる。

（助成金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合に、その内容を審査し、適當と認めたときは、被災農業者向け経営体育成支援事業助成金確定通知書（第14号様式）を助成対象者に通知するものとする。

（助成金の交付の時期等）

第16条 助成金は、第15条の規定により確定した額を支援事業の終了後に交付するものとする。ただし、支援事業の性質上その事業の終了前に交付することが適當と認めるときは、一括又は分割して事前に交付することができる。

（助成金の交付の請求）

第17条 助成対象者は、第14条の規定による実績報告と併せて市長に交付の請求を行うものとする。

2 前条ただし書の規定により助成金の交付を受けようとする場合には、市長に被災農業者向け経営体育成支援事業助成金概算払請求書（第15号様式）

を提出するものとする。

(助成金の交付の決定の取消し)

第18条 市長は、規則第17条の規定による助成金の交付の決定の取消しを行ったときは、速やかに被災農業者向け経営体育成支援事業助成金交付決定取消通知書（第16号様式）を助成対象者に通知するものとする。

(加算金及び延滞金)

第19条 助成対象者は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消された場合において、規則第18条の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における規則第18条の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成対象者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。
- 4 助成対象者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を求められた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 6 市長は、第1項及び第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請により加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の助成金の一時停止等)

第20条 市長は、助成対象者が助成金の返還を命ぜられ、当該助成金、加算金及び延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事業について交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該助成金等と未納付額を相殺することができる。

(財産の管理等)

第21条 市長は、助成対象者が整備した機械等について、交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して処分制限期間を定めるものとする。

2 規則第20条第2号の規定により市長が別に定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

3 助成対象者は、整備した機械等の管理状況を明確にするため財産管理台帳(第17号様式)を備え置くものとする。

(帳簿及び書類の備付け)

第22条 助成対象者は、当該支援事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならぬ。

2 前項の帳簿及び書類は、助成対象者にあっては、当該支援事業の完了日の属する年度の翌年度から整備した機械等の処分制限期間まで、保存しなければならない。ただし、当該期間が5年未満の場合は、当該支援事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第23条 助成対象者は、規則第20条に規定する市長の承認を受けようとするときは、遅延なく市長に被災農業者向け経営体育成支援事業で整備した機械等の処分の承認申請書(第18号様式)を提出するものとする。

(災害の報告)

第24条 助成対象者は、整備した機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに市長に被災農業者向け経営体育成支援事業で整備した機械等の災害報告書(第19号様式)を提出しなければならない。

(増築等の報告)

第25条 助成対象者は、整備した機械等について、移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を処分制限期間内に行うときは、あらかじめ市長に被災農業者向け経営体育成支援事業で整備した機械等の増築(模様替え、移転、更新等)届(第20号様式)を提出しなければならない。

(委任)

第26条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成31年2月26日告示第16号)

この告示は、平成31年2月26日から施行する。

附 則(令和3年9月10日告示第221号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費に対する支払共済金の割合	支援事業に係る助成金への市の上乗せ額
30パーセント以下	補助対象経費に10分の2を乗じて得た額
30パーセントを超えて40パーセント未満	補助対象経費に(70%－支払共済金の割合(%))÷2を乗じて得た額
40パーセント以上	補助対象経費に(50%－支払共済金の割合(%))÷2を乗じて得た額

※支払共済金の割合(%)の小数点以下は、切上げとする。

第1号様式（第4条関係）

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付申請書

年　月　日

伊勢原市長 殿

住 所

経営体名

代表者の役職及び氏名

年度において、次のとおり事業を実施したいので、伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、本事業に係る交付金 円の交付を申請します。

1 事業の目的

2 整備内容及び経費の内訳（実績）

No	整備内容	工期		施工場所	担保 (金融機関名、融資名、償還年数、その他)
		着工（予定） 年月日	竣工（予定） 年月日		
1					
2					

No	総事業費 (円) (A)=(B)+(C)+(D) +(E)+(F)+(G)	経費の内訳(円)						備 考
		交付金 (B)	融資額 (C)	自己資金 (D)	都道府県 (E)	市町村 (F)	その他 (G)	
1								
2								
計								

(注) 1 必要に応じて積算内訳を記載する。

2 担保欄は導入する機械等を担保に供し、自己資金の全部又は一部を金融機関から融資を受ける場合、金融機関名、融資名、償還年数、その他必要な事項を記載すること。

3 備考欄は、消費税仕入控除税額を減額した場合には「除税額 円うち、交付金 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。また、交付決定前に着工した場合には、着工年月日及び交付決定前着工届（第6号様式）の日付等を記載すること。

3 事業完了（予定）年月日 年　月　日

4 添付書類

※事業費の分かるもの（見積書等）

第2号様式（第4条、第9条関係）（交付決定前着工届を兼ねる場合）

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付申請書

年　月　日

伊勢原市長　　殿

住　所

経営体名

代表者の役職及び氏名

年度において、次のとおり事業を実施したいので、伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、本事業に係る交付金　円の交付を申請する。

また、4のとおり、交付決定前に着工することを届け出ます。

1 事業の目的

2 整備内容及び経費の内訳（実績）

No	整備内容	工期		施工場所	担保 (金融機関名、融資名、 償還年数、その他)
		着工（予定） 年月日	竣工（予定） 年月日		
1					
2					

No	総事業費 (円) (A)=(B)+(C)+(D) +(E)+(F)+(G)	経費の内訳（円）						備　考
		交付金 (B)	融資額 (C)	自己資金 (D)	都道府県 (E)	市町村 (F)	その他 (G)	
1								
2								
計								

(注) 1 必要に応じて積算内訳を記載する。

- 2 担保欄は導入する機械等を担保に供し、自己資金の全部又は一部を金融機関から融資を受ける場合、金融機関名、融資名、償還年数、その他必要な事項を記載すること。
- 3 備考欄は、消費税仕入控除税額を減額した場合には「除税額　円うち、交付金　円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

3 事業完了（予定）年月日　　年　月　日

4 交付決定前着工の届出

以下の条件を了承の上、交付決定前に着工したいので、届出を行う。

- (1) 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担する。
- (2) 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議はない。
- (3) 当該事業については、着工から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更是行わない。

交付決定前着工する 整備内容 No	交付決定前着工の理由

5 添付書類

※事業費の分かるもの（見積書等）

第3号様式（第5条関係）

伊勢原市指令（　　）第　　号
年　　月　　日

（申請者）様

伊勢原市長 印

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金については、次のとおり交付（不交付と）することに決定しましたので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 交付申請書の内容に基づいて実施してください。
- (2) 事業の実施に当たっては、伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱その他法令の規定を遵守してください。

注：2の交付条件については、(1)及び(2)のほか必要なものがあれば追加する。

※不交付の場合

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。またこの処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えはその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

（事務担当は、　　）

第4号様式（第7条関係）

伊勢原市指令（　　）第　　号
年　月　日

(申請者) 様

伊勢原市長 印

事情変更に伴う 年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付決定取消（条件変更）通知書

年　月　日付け伊勢原市指令（　　）第　号で交付決定しました伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金について、伊勢原市補助金等の交付規則第10条第2項の規定により、次のとおり取り消しましたのでこれを通知します。

1 取消し額 円

2 取消し事由

3 変更後の交付条件

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。またこの処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えはその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

（事務担当は、　　）

第5号様式（第8条関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年　月　日

経営体名

代表者の役職及び氏名　　殿

所 在 地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関、神奈川県及び伊勢原市から〇〇契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。
3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

第6号様式（第9条関係）

年　　月　　日

伊勢原市長　　殿

住　　所

経営体名

代表者の役職及び氏名

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金に係る交付決定前
着工届

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付申請書に基づく事業について、次の条件を了承の上、交付決定前に着工したいので、次のとおり交付決定前着工届を提出します。

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担する。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議はない。
- 3 当該事業については、着工から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

整備内容	総事業費 (円)	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	交付決定前着工の理由

第7号様式（第9条関係）

年　　月　　日

伊勢原市長　　殿

住　　所

経営体名

代表者の役職及び氏名

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金に係る着工（契約）届

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付申請書に基づく事業について、次のとおり着工（契約）しましたので届け出ます。

整備内容（機械等名等）	
事業費（円）	
着工（契約）住所	
契約年月日	
完了予定年月	

（注）1 工程表等を添付すること。

第8号様式（第11条関係）

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金変更承認申請書

年　　月　　日

伊勢原市長　　殿

住　　所

経営体名

代表者の役職及び氏名

年　　月　　日付け伊勢原市指令（　　）第　号をもって交付決定のあった事業について、次のとおり変更したいので、伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱第11条第1項の規定に基づき申請します。

（注）1　記載方法は、第1号様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中の「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された「整備内容及び経費の内訳」と変更後の「整備内容及び経費の内訳」とを容易に比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、交付金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

2　交付金の額が増額する場合は、件名の「伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金変更承認申請書」を「伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「次のとおり変更したいので、伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱第11条第1項の規定に基づき申請します。」を「次のとおり変更したいので、伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱により、交付金　　円を追加交付されたく申請します。」とすること。

第9号様式（第11条関係）

伊勢原市指令（　　）第　　号
年　　月　　日

(申請者) 様

伊勢原市長 印

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金変更承認（不承認）
決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金の変更については、次のとおり承認（不承認）とすることに決定しましたので通知します。

1 交付決定額

(変更前　　円)
変更後　　円

2 事業量

(変更前　　)
変更後　　

3 その他

4 交付条件

- (1) 伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金変更承認申請書の内容に基づいて実施してください。
(2) 事業の実施に当たっては、伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱その他法令の規定に従ってください。

注：4の交付条件については、(1)及び(2)のほか必要なものがあれば追加する。

※不承認の場合

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。またこの処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えはその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

（事務担当は、　　）

第10号様式（第12条関係）

年　月　日

伊勢原市長 殿

住 所

経営体名

代表者の役職及び氏名

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金に係るしゅん工（納入）届

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付申請書に基づく事業について、次のとおり機械等の整備が完了しましたので届け出ます。

整備内容（機械等名等）	
事業費（円）	
着工（契約）住所	
着工（契約）年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
法	
しゅん工検査年月日	
引き渡し年月日	
請負等業者	
工事管理者	

(注) 1 「関係法令検査年月日」欄から「工事管理者」欄までは工事を伴う場合のみ記載すること。

2 必要に応じ、請負人等からの完了届の写しを添付すること。

第11号様式（第12条関係）

年　月　日

伊勢原市長 殿

住 所

経営体名

代表者の役職及び氏名

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金に係る着工（契約）
及びしゅん工（納入）届

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付申請書に基づく事業について、次のとおり着工（契約）し、機械等の整備が完了しましたので届け出ます。

整備内容（機械等名等）	
事業費（円）	
着工（契約）住所	
着工（契約）年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
法	
しゅん工検査年月日	
引き渡し年月日	
請負等業者	
工事管理者	

- (注) 1 「関係法令検査年月日」欄から「工事管理者」欄までは工事を伴う場合のみ記載すること。
2 必要に応じ、請負人等からの完了届の写しを添付すること。

第12号様式（第13条関係）

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金実績報告書

年　　月　　日

伊勢原市長　　殿

住　　所

経営体名

代表者の役職及び氏名

印

年　　月　　日付け伊勢原市指令（　　）第　号をもって交付決定のあった事業について、次のとおり実施したので、伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、その実績を報告します。

（なお、併せて精算額として金　　円の交付を請求します。）

（注）記載方法は、第1号様式に準ずるものとする。

なお、整備事業に係る契約書及び請求書等当該整備事業に係る事業費が確認しうる書類を添付すること。

第13号様式（第13条関係）

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金消費税仕入控除税額
報告書

伊勢原市長 殿

年　月　日

住　所

経営体名

代表者の役職及び氏名

年　月　日付け伊勢原市指令（　）第　号をもって交付決定のあった事業について、伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱第13条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 年　月　日付け伊勢原市指令（　）第　号による額の確定通知額
金　　円

2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額　　金　　円

3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額　　金　　円

4 交付金返還相当額（3－2）　　金　　円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、助成対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

・助成対象者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、助成対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることが確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・助成対象者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

第14号様式（第14条関係）

伊勢原市指令（　　）第　　号
年　　月　　日

(申請者) 様

伊勢原市長 印

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金確定通知書

年　　月　　日付けで提出されました、伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金実績報告書を審査しました結果、次のとおり確定しましたので通知します。

(なお、精算額金　　円を交付します。)

1 交付決定額　　円

2 確定額　　円

3 精算額の算定　　円

確定額	円
既交付額	円
今回交付額	円
未交付額	円

注：1の交付決定額について変更承認があった場合は変更額（最終額）を記載する。

(事務担当は、　　)

第15号様式（第16条関係）

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金概算払請求書

年　　月　　日

伊勢原市長　　殿

住　　所

経営体名

代表者の役職及び氏名

印

年　　月　　日付け伊勢原市指令（　　）第　号をもって交付決定のあった事業について、次により、交付金　　円を概算払により交付されたく請求します。

整備 内容	交付金	既受領額		今回請求額		残　　額		整備事業 完了予定 年月日	備考
		金　額	出来高	金　額	出来高	金　額	出来高		
	円	円	%	円	%	円	%		

第16号様式（第17条関係）

伊勢原市指令（　　）第　　号
年　月　日

（申請者）様

伊勢原市長 印

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付決定取消通知書

年　月　日付け伊勢原市指令（　　）第　号で交付決定しました伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金について、伊勢原市補助金等の交付規則第17条第1項（第2項）の規定により、次のとおり取り消しましたのでこれを通知します。

1 事業等の名称

2 取消し金額 円

3 取消し事由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。またこの処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えはその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

（事務担当は、　　）

第17号様式（第20条関係）

財産管理台帳

助成対象者名

事業実施年度					事業名	伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金								
事業の内容			事業実施期間		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
機械等名	型式等	設置場所 又は 施工場所	着工 年月日	完了 年月日	事業費 (円)	負担区分(円)			耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内 容		
						交付金	都道府 県費	市町村費						

- (注) 1 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記載すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記載すること。
 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は交付金の返還額を記載すること。
 4 この様式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。
 5 本台帳は、処分制限期間（処分した施設・機械については承認年月日）を経過するまでは保存管理すること。

第18号様式（第22条関係）

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金で整備した機械等の処分の承認申請書

年　　月　　日

伊勢原市長　　殿

住　　所

経営体名

代表者の役職及び氏名

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金で整備した機械等を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）する必要が生じましたので、次のとおりその承認を申請します。

1 承認申請の理由

2 承認申請に係る機械等の概要

(1) 地区名

(2) 機械等の所在地

(3) 機械等の構造、規格、規模等

(4) 事業費

ア 交付金

イ その他の負担金

(5) 取得年月日（耐用年数、経過年数）

3 承認申請に係る事項

(1) 処分予定時期

(2) 処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）の概要

ア 機械等の処分方法及び処分後の利用（稼働）計画

イ 処分に伴う条件等

（例）処分に伴う交付金相当額について返納致します。

ウ 処分額又は処分するために必要とする改造等の内容及び所要事業費

(3) その他

[添付書類]

1 財産管理台帳の写し

2 その他市町村長が必要と認める書類

（注）交換の場合にあっては、3の（3）を（4）とし、（2）の次に次の事項を追加する。

(3) 交換の対象機械等の概要

ア 機械等の所在地

イ 機械等の構造、規格、規模等

ウ 取得予定価格及び取得方法

エ 機械等の利用計画

オ 交換に伴う条件等

第19号様式（第23条関係）

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金で整備した機械等の災害報告書

年　月　日

伊勢原市長　　殿

住　所

経営体名

代表者の役職及び氏名

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金で整備した機械等が災害（例：台風　号）により被災したので、報告いたします。

1 被災機械等の概要

- (1) 地区名
- (2) 機械等の所在地
- (3) 機械等の構造及び規格、規模等
- (4) 事業費

- ア 交付金
- イ その他の負担金

- (5) 取得年月日

2 災害の概要

- (1) 災害の原因

例： 年　月　日台風第　号による強風
(　気象台調べ　時　分　m/s (瞬間風速))

- (2) 被災の程度

例： m²の被覆材及びパイプの破損
破損見積額

3 被害見積価格（復旧可能なものにあっては、復旧見込額）

4 その他（災害復旧計画及び資金計画）

[添付資料]

- 1 支援計画の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 その他市町村長が必要と認める書類

第20号様式（第24条関係）

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金で整備した機械等の増築（模様替え、移転、更新等）届

年　　月　　日

伊勢原市長　　殿

住　　所

経営体名

代表者の役職及び氏名

年度伊勢原市強い農業・担い手づくり総合支援交付金で取得又は効用が増加した機械等を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、次のとおり届け出ます。

1 増築等の理由

2 増築等に係る機械等の概要

(1) 地区名

(2) 機械等の所在地

(3) 機械等の構造、規格、規模等

(4) 事業費

ア 交付金

イ その他の負担額

(5) 取得年月日

3 増築等の概要

(1) 増築等

（例：増築 鉄骨スレート葺 m² 事業費 千円
　　　　増設 ライン 箱／日処理 事業費 千円）

(2) 事業費の負担区分

(3) 着工予定時期

(4) 増築等の効果

[添付資料]

- 1 支援計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他市町村長が必要と認める書類